

2022年9月14日発行

新型コロナウイルス感染症流行中の留学における注意事項

甲南大学国際交流センター

世界的に新型コロナウイルス感染症の流行が続いています。本学の協定校留学先国には、外務省の感染症危険情報レベル2（不要不急の渡航中止）が発出されているところがあります。（2022年9月14日時点）

現時点での本学の方針としては、外務省感染症危険情報レベルに依じて、レベル3「渡航は止めてください」の場合は、引き続き、渡航禁止措置を継続し、レベル2「不要不急の渡航はやめてください」の場合は、不要不急の渡航は中止や延期を検討し、どうしても渡航する必要がある場合は、海外渡航届を提出していただくこととしています。一方、協定校留学等（官民協働海外留学支援制度を含む）は、渡航先が外務省感染症危険情報レベル2以上であっても、以下のような個別の事情を考慮し、特例として判断することとしています。

- ・渡航先の国が入国を許可、及びビザが必要な国においてはビザが発給
- ・留学先協定校の留学生の受入れの表明
- ・留学先の国や地域の感染状況、感染防止策など
- ・留学を希望する学生、保護者のコロナ禍における留学にかかるリスクの理解と同意

留学を実施する場合は、協定校や危機管理会社とも協力し、サポートしてまいります。情勢が不安定な状況下での留学には、様々なリスクが存在します。出願の前に、下記①～④をご理解いただいた上で、必ず保証人にも説明し、慎重に出願を検討してください。また、別紙「甲南大学派遣留学プログラム誓約書・同意書(様式 C-1、C-2)」についてもあわせてご確認ください。

また、留学によって新型コロナウイルス感染症に罹患した場合や、留学を中止したことで金銭的損害が生じた場合、留学中止や協定校でのプログラムの変更等により予定していた単位が取得できない場合などでも、本学は一切責を負いません。留学を希望される場合はこの点をご確認ください。

記

① 留学中止の可能性と費用負担について

留学先や日本国内の感染状況、ロックダウンや出入国の制限などの情勢により、留学を中止する場合があります。情勢によっては早い段階で中止の判断をすることがありますが、一方で留学可能とみて準備を進めたものの、その後の状況の変化により出発前に

留学中止をする場合や、留学中に留学を打ち切って帰国を指示する場合があります。留学中止に伴う諸費用は学生本人の負担とし、本学は一切責を負いませんので、あらかじめご了承ください。

② 協定校によるプログラム変更について

感染防止対策として、協定校がプログラムの中断や中止を決定、対面授業からオンライン授業への授業形態の変更や休構措置など、プログラムを変更する場合があります。各協定校の新型コロナウイルス感染症対策については、出願後のオリエンテーションで案内します。

③ 健康、安全面でのリスクについて

本学では新型コロナワクチンの接種を強く推奨していますが、感染症流行下での留学においては、留学先での新型コロナウイルス等疾病の罹患、現地医療体制のひっ迫、航空便の欠便や減便による帰国困難、治安の悪化等のリスクがともないます。

④ その他留意事項について

- ・ワクチン接種・隔離期間等、留学先国・地域が定める入国・入域に際する条件、留学先大学の方針に従う必要があります。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大が依然として懸念される状況の中で渡航するに際しては、入国・入域に際する条件に従うための費用等、一般的な協定校留学とは異なる準備と費用がかかります。
- ・ビザ等の発給が万が一遅れた場合、到着予定日に間に合わない可能性があり、留学できない可能性があります。
- ・渡航に際しては、感染の地理的拡大の可能性に注意し、現地の状況が悪化する可能性も念頭に置いてください。各国の出入国規制や検疫措置の強化に関する最新情報を確認するとともに、海外渡航中における新型コロナウイルス感染症への感染拡大予防を徹底してください。
- ・奨学金受給者で、万が一途中帰国し、留学を中断せざるを得ない場合は、奨学金支給団体の方針に従ってください。

以上